

各自治体における個別避難計画の作成に向けた取組状況

(第3回部会資料)

No.	自治体名	担当部署	担当者	区分	目標	現状	達成時期	進め方等	進捗状況(8月中旬)	現時点の状況
01	岡山市	危機管理室	近藤	作成手法の構築	今年度実施中の個別避難計画モデル事業において、個別避難計画の作成手法を整理し、次年度以降に試行的にでも市単独に事業として運用できることを目指す。	モデル事業での取り組みを通じ、作成手法等を整理中	今年度中	モデル事業を通じて、各地区での個別避難計画作成を進めるとともに、計画作成の手法の整理や福祉専門職に個別避難計画の作成に関与してもらうための仕組み、マニュアル等の検討を進め、具体的な制度設計を行う。	一部地区では先行的に地域の関係者が集まり、調整会議を行い、計画を作成したところ。併せて、福祉関係機関等との協議を行い、平時の福祉と連動した形での制度のあり方を検討中である。	
02	倉敷市	防危機管理課	栗原	①台帳見直し ②手引き作成	①災害時要援護者台帳の見直し作業 ②個別避難計画作成の手引きの取りまとめ	①台帳掲載者数が37,000人となっており、真に支援を必要としている者の絞り込みを行う必要がある。台帳の見直しに伴い、掲載者数が数千人(予想)の避難行動要支援者名簿の新たな作成を行う。 ②災害時要援護者台帳に掲載された方は、個別避難計画の作成することとなるが、市では、福祉職団体、障がい者団体等と連携し、試行的に個別避難計画の作成に取り組んでいる。	①新たに作成する避難行動要支援者名簿は次回配布分(令和4年夏頃)から提供予定。 ②試行結果を踏まえ、令和3年度中に個別避難計画作成の手引き(仮称)等を取りまとめる。			
03	津山市	生活福祉課	河本	計画作成の促進	避難行動要支援者名簿 外部提供同意者1,300名	R3.3.31現在で避難行動要支援者名簿掲載者2,241名のうち、外部提供同意者1,026名、不同意者274名、意思表示なし941名。同意者については、基本的に個別避難計画書は提出済(ただし、本人作成のため内容不足も散見される)。	令和7年度	年に一度、市で把握可能な一定の要件に該当する要支援者に対し、避難行動要支援者名簿の外部提供の同意と個別避難計画書作成の勧奨文書を送付している(勧奨文書内には提出期限を掲載しているが、期限外でも随時提出は受け付けている)。	従前からの数値目標を継続中。避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の改定に伴う個別避難計画の作成努力義務化等を受けた新目標等は現段階では未設定。	
04	玉野市	福祉政策課	増田	庁内体制の整備	庁内において福祉・防災・介護・保健等の部署を中心に推進体制を整備し、整備した庁内推進体制の中で計画作成の優先順位の高い避難行動要支援者の検討し、モデル地区の選定を行う。	今年度「玉野市地域福祉活動推進計画」を策定しており、その取組目標として個別避難計画の策定を掲げ、計画期間内(令和8年まで)に策定の実現を目指すこととしている。	令和3年度末	福祉部門が中心となりながら、目標達成に向けて関係部署・機関(備前保健所)と協議を行う。	他の優先度の高い避難行動要支援者を対象とした個別避難計画作成に向けて、庁内関連部署の連携を始めた。	
05	笠岡市	危機管理課	藤原	計画作成の促進	災害時要支援者名簿に登録済の者、全ての計画を作成する。さらに各地区において災害時の避難支援を必要としている者を洗い出し、計画を作成する。	平成31年度(令和元年度)にモデル地区として8地区が作成完了。そのモデルを活用して水平展開している。	概ね5年を目標に進める	笠岡市自主防災連絡協議会総会で、市内の全自主防災組織の会長に計画作成を依頼しており、要望のあった地区(進めやすい地区から)に対し、作成についての説明会(健康福祉部、危機管理部)を実施。その後、地区により、組織の体制の違いや自主防災の活動に対する温度差があったりするため、地区に応じた支援を行う。 例)計画作成のチーム編成→要支援者の選定(どのような範囲・方法で洗い出すか)→期日を決め、各チームで計画作成を開始	111の自主防災組織中 [策定済] 金浦地区 (8自主防災組織) [策定中] 北木島地区 (3自主防災組織) 吉田地区 (1自主防災組織) 北川地区 (15自主防災組織)	
06	高梁市	防災復興推進課	堀	①システムを活用した計画作成 ②手順のマニュアル化 ③全体計画の改正	避難支援プラン全体計画の改正及び個別避難計画作成手順のマニュアル化	避難支援プラン全体計画は平成22年2月に策定されているが、これまで改定されておらず、個別計画の作成もできていない状況である。	令和4年1月	個別避難計画研究部会で計画作成の手順を福祉部局と一緒に学ぶとともに、令和3年3月に導入した避難行動要支援者名簿管理システムを活用した計画作成の方法を福祉部局と検討を進め、個別避難計画作成までの手順をマニュアル化し、災害時の避難支援等を実効性のあるものにするための、避難支援プラン全体計画に改正する。	福祉部局で、避難行動要支援者名簿管理システムの名簿整理を行っている段階であり、計画作成におけるシステムの活用方法等についての福祉部局との検討は未実施。	
07	新見市	危機管理室	長田	庁内体制の整備	個別避難計画を5年以内に作成する。	一部地域の個別避難計画しか作成できていない。	令和7年度末	庁内及び市内の関係機関と協議し調整しながら進める予定。	庁内関係課の担当者レベルでの調整を始めた。	
08	備前市	危機管理課	直原	①進め方 ②庁内体制、名簿掲載基準、優先順位 ③計画作成説明等	庁内での整備体制と名簿掲載基準の整備	名簿を整備することが優先され、本人の優先度や必要性について議論がされていない。また、申請に基づき名簿を作成しているが、掲載者へ個別計画作成に必要な介護や障がいの情報が地元住民に伝わることに説明ができていない(名簿に名前を載せてもらうと、市が何かしてくれると思っている)。	年度末	①今回の一連の研修を通じて、他市町村の進め方を庁内で共有。 ②庁内整備体制の確立と、本人の必要性等を踏まえた名簿掲載基準を作成。また、個別計画作成の優先順位を関係部署で協議し決定。(申請書の見直しを行う。) ③現在の名簿掲載者へ個別計画の説明及び、必要性の判断のための情報を得るため新しい申請書で再申請を依頼。(次年度)	危機管理部門、福祉部門の担当が研修に参加し情報を共有している。	

各自治体における個別避難計画の作成に向けた取組状況

(第3回部会資料)

No.	自治体名	担当部署	担当者	区分	目標	現状	達成時期	進め方等	進捗状況(8月中旬)	現時点の状況
09	瀬戸内市	危機管理課	園田	①方針決定 ②優先順位付け	避難行動要支援者名簿に記載の全対象者ごとに計画を策定する。	未策定	5年以内	①危機管理部局と福祉部局との検討会議を設置し、市の取り組み方針について検討する。 ②地域のハザードや活動状況を踏まえ、順次地区を設定し取り組む。 ※必要に応じてまちづくり部局や消防、福祉専門職(ケアマネ、相談支援専門員)、自主防災会等の地域団体との連携を図る。 ※出前講座や防災リーダー研修において、個別避難計画について周知を図る。 ※避難行動要支援者名簿の更新に合わせて、要支援者への周知を図る。	危機管理部局と福祉部局とで検討会議を設置。	
10	赤磐市	くらし安全課	宗高	①庁内体制の整備 ②役割分担	庁内の防災と福祉部局の意識共有が行え、役割分担が明確に行える。 外部の団体、組織と共に必要な要支援者に対して計画作成ができる。	防災・福祉互いの業務内容の理解が進んでおらず、本事業の意義についても共有ができていない。その結果、役割分担等にまで協議が行き着いていない。	令和4年度以降	防災・福祉の担当者が同じ話を聞き、互いの業務内容、進行状況、課題等を共有して、日常生活行為への支援の1つとして「防災」「避難」を入れることで、支援について具体的に協議を行っていく。	県のモデル事業に参加し、各担当者が共に同じ話を聞いて本事業についての共通理解を行っているところ。	
11	真庭市	福祉課	尾崎	福祉専門職が参画した個別避難計画の作成	要介護認定者・障がい者・難病患者等の個別避難計画作成	上記対象者のうち一部は自ら作成を希望しているが、元々対象者への周知ができていない。	12月中には専門員へ協力依頼をしたい。個別避難計画作成については、それ以後次の出水期までに。	介護支援専門員と11月に防災研修会を計画している。相談支援専門員や福祉活動専門員等にも声掛けし、参加してもらおう。真庭市の個別避難計画についても説明し、作成の協力依頼を行う。 同時に、危機管理部局を中心に全体計画の見直し、福祉分門を中心に福祉避難所設置運営マニュアルの改正を検討する。	今年度、介護支援専門員との協議を2回実施、次回8/30には11月の合同研修会についての協議を行う。 また、福祉避難所について庁内協議を行った。8/24に第2回を予定しており、これまでの開設の検証を行い、改正案を協議する。	
12	和気町	危機管理室	松岡	①対象者の選定基準 ②自主防災組織との関係性構築	R3年度 対象者の選定基準(介護や障がいの等級)の決定 R4年度～ 個別避難計画の作成	令和元年度に田ヶ原自主防災会でモデル事業を実施したものの、新型コロナの影響もあり、他の自主防災会へ普及できていない。	未定	自主防災組織が主体となり、計画作成に取り組みたいと考えている。 また、ケアマネージャーや民生委員の方々を対象とした防災研修等を行い、日常から対象者と関わっている方に作成に加わってもらうことで、よりスムーズに計画を作成したいと考えている。計画に支援者の名前を記入するだけの計画にならないよう、対象者と支援者、自主防災組織が顔の見える関係づくりを行いたい。	今後、健康福祉課や介護保険課と協議をし、対象者の選定基準を決定したい。	
13	矢掛町	総務防災課	立川	計画作成の促進	令和8年度までに真に必要な者に対して個別避難計画を作成する。	計画作成の実績なし	令和8年度まで	①令和3年度は、岡山県の個別避難計画研究会へ町職員が参加し、個別避難計画の作成のノウハウを勉強する。 ②岡山県の地区防災計画等作成モデル事業を活用して個別避難計画を作成している美川地区の実績を全町に広げる。	①は、第1回研究会へ防災部局の職員と福祉部局の職員が1名ずつ参加した。 ②は第1回目の地区部会を開催したところである。	
14	勝央町	総務部	佐々木	①名簿の精査、見直し ②庁内体制の整備 ③計画作成の促進	①避難行動要支援者名簿の精査、見直し ②優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画を作成する	避難行動要支援者名簿作成済、個別避難計画未作成	①令和3年度末 ②令和7年度末	①庁内体制の整備 関係部署(防災、福祉、介護)が一体となり、自主防災組織やケアマネージャー、民生委員、社協などを含めた関係機関と共に計画作成を進める組織作りを行う。 ②個別避難計画の作成のベースとなる避難行動要支援者名簿が、更新作業等が不完全のため、健康福祉部において再度対象者の洗い出しを行う。 ③洗い出しを行った後、各関係機関に照会し、対象者を補完する。 ④要支援者のうち、優先度の高い方5名程度をモデル的に計画作成する。	現状は、防災部局と福祉部局で上記の取組方法について検討している状況。具体的な取り組みに至っていない。	
15	美咲町	くらし安全課	田口	①支援が必要な者の洗い出し ②関係機関との協力体制の構築	対象者全員の作成	個別に地域独自で作成しているところもありますが、確認できていない。昨年、モデル事業を活用し、計画作成を行った(現状は1地区が作成を行っている)。	未定	地域の小地域ケア会議(社協)などの地域での集まり、自主防災、自治会等での訓練などを活用し進めていく。 要支援者名簿、地域での見守りが必要な方の一覧等を活用しながら、支援が必要な世帯や個人を洗い出し、自治会や民生委員、社会福祉協議会等と協力をしながら、個々に作成を進めていく。	地域での話は、行っているが、作成が進んでいないというのが現状。地域性もあるが、計画書という形ではなく、地域独自で決まりごとを決めているところもあり(取りまとめ等ができていないのが現状)。	